

一般財団法人住宅金融普及協会 構造計算適合性判定業務手数料規程

制定 平成27年 6月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人住宅金融普及協会(以下「協会」という。)が、別に定める一般財団法人住宅金融普及協会構造計算適合性判定業務規程(以下「業務規程」という。)に基づいて構造計算適合性判定機関として実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(建築物に関する構造計算適合性判定の判定手数料)

第2条 建築物に関する構造計算適合性判定に係る手数料の額は、構造計算適合性判定を要する建築物の申請一棟につき、別表に掲げるとおりとする。

(協議事項)

第3条 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める手数料が適当ではないと協会が判断した場合には、協会と申請者の協議により定める額とする。

(手数料の返戻)

第4条 収納した構造計算適合性判定手数料は返戻しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により構造計算適合性判定が実施できなかった場合には、建築主に返戻する。

(附 則)

この規程は、平成27年6月1日から適用する。

別表 判定手数料（第2条関係）

北海道内

床面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
床面積の合計が 1,000 m ² 以内の建築物	120,000 円	180,000 円
床面積の合計が 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内の建築物	150,000 円	230,000 円
床面積の合計が 2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内の建築物	160,000 円	250,000 円
床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内の建築物	190,000 円	300,000 円
床面積の合計が 50,000 m ² を超える建築物	310,000 円	550,000 円

福島県内

床面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内の建築物	208,000 円	344,000 円
床面積の合計が 50,000 m ² を超える建築物	353,000 円	643,000 円

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び神奈川県内

床面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
床面積の合計が 1,000 m ² 以内の建築物	107,000 円	156,000 円
床面積の合計が 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内の建築物	134,000 円	209,000 円
床面積の合計が 2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内の建築物	147,000 円	240,000 円
床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内の建築物	187,000 円	318,000 円
床面積の合計が 50,000 m ² を超える建築物	319,000 円	587,000 円

東京都内

床面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの

床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	108,000円	156,000円
床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	134,000円	209,000円
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	147,000円	240,000円
床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	187,000円	319,000円
床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	319,000円	587,000円

※備考

床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について、建築物の計画の敷地内の一つの建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）
当該建築物の床面積（群馬県内においては、当該大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の建築物の床面積）
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。）
当該増築に係る部分の床面積に法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積